令和7年7月

保健総務課医事チーム

診療所敷地面積及び建物の構造設備・平面図変更許可申請について

【添付書類】

［構造設備・平面図変更の場合］

①　変更前・後それぞれの建物の平面図

※　エックス線装置の設置及び機器更新等の場合

エックス線室の詳細図、遮蔽計算書、遮蔽計算図（管理区域の明示）

※　エックス線室を設置・変更する場合は、「エックス線装置等の備付届・変更届」も必要となる。

※　有床診療所における装置更新にあっては、設置完了後に使用許可を受ける必要がある。

②　歯科技工室を設置・変更する場合は、歯科技工室の詳細平面図（寸法や設備の配置状況も記入）および構造設備の概要。

③　建物を所有する場合は不動産登記簿謄本の写し（登記事項証明書）を、借用する場合は賃貸借契約書の写し。

　　建物を建築した場合は「検査済証」（エレベーターを設置した場合はその検査済証も）の写し。

④　ＭＲＩを設置する場合は、装置の詳細について記入し、「高周波利用設備許可」のコピーを添付してください。

［敷地面積・平面図変更の場合］

①　変更前後の敷地の面積及び平面図

 　※　敷地内の構造物の配置図を記載すること

②　土地の公図

③　土地の登記簿謄本

④　土地を賃借している場合は、賃貸契約書の写し

【留意事項】

①　構造設備は、規則第１６条に規定する基準に適合することとし、清潔を保持できるものであり、衛生上、防火上及び保安上安全と認められること。

②　敷地面積の増減については、原則、現在の敷地と隣接していること。

※　平成 17 年 7 月 1 日付け医政総発第 0701001 号厚生労働省医政局総務課長通知「公道等を隔てた医療機関における施設の一体性について」、平成２８年３月７日付け厚生労働省医政局総務課長通知「医療機関における施設の一体性について」を参照。

③　敷地平面図と土地の公図が一致していること。

④　土地の貸借を行う場合、公図に基づき土地所有者と賃貸契約が締結されること。

⑤　敷地面積に増減がない場合でも、同一敷地内に診療所建物以外の構造物（職員寮、保育所、ヘリポート等）を建設する場合は、本申請を行うこと。

⑥　診療所の増改築については、同一敷地、同一地番のものは敷地面積及び建物の構造設備平面図変更届とするが、その他移転等によるものは、既存診療所は廃止となり移転後の診療所は開設の手続を必要とすること。

⑦　以下の事項についても変更許可を受けなければならない。

ア　療養病床を有する場合は、機能訓練室、談話室、食道及び浴室の構造設備の概要（病床を有する診療所のみ）

イ　歯科医業を行う診療所で歯科技工室を設ける場合は、その構造設備の概要

ウ　病床数、病床の種別ごとの病床数、各病室の病床数（病床を有する診療所のみ）